

一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家

寄附金等取扱規則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家（以下「当法人」という）が寄附者から金銭又はその他の財産（以下「寄附金等」という）の給付を受ける場合の取り扱いについて定め、もって財産の適正な管理等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において寄附金とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、反対給付を受けることなく給付する金銭をいう。

2 この規則においてその他の財産とは、寄附者がこの法人が行う公益目的事業等の実施に使用するため、反対給付を受けることなく給付する物品、固定資産等（以下「寄附物品等」という）で金銭以外のものをいう。

(寄附の申し入れがあった場合の取扱手続)

第3条 寄附者からこの法人に対し寄附の申し入れがあった場合は、寄附内容（寄附金又はその他の財産）を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申し入れを受ける場合において、その寄附財産が金額的または内容的に重要であると判断した場合は、代表理事の承認を受けなければならない。

3 寄附の申し入れに係る金銭その他の財産が、当法人にとって特に重要な財産であると代表理事が判断したときは、その寄附の申し入れについては前項の規定にかかわらず、理事会の承認を受けなければならない。

4 寄附の申し入れを受けることとなったときは、当該寄附者に連絡するとともに、書面により寄附の申し入れを受けるものとする。

5 前項の書面には次の事項を記載する。

- ① 寄附者の住所・氏名
- ② 寄附金の額・金銭の種類
- ③ 寄附物品・固定資産の種類・数量等

④ 寄附金については、その用途を限定しない一般寄附金、又はその用途が特別に指定されている特定寄附金の区分

⑤ その他必要な事項

6 寄附金又は寄附物品等を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、この法人として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

(寄附金の事務処理手続)

第5条 寄附物品については、この法人の物品の取り扱い基準に従い処理するものとする。

2 寄附された固定資産を基本財産として扱う場合には、理事会で決議しなければならない。

3 寄附された固定資産については、適正な評価額により固定資産に計上するとともに、固定資産台帳に記載しなければならない。

4 固定資産で登記を要するものについては、寄附者の協力を得て必要な登記をしなければならない。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、寄附金等に関して必要な事項は代表理事が別に定める。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は令和5年9月29日から施行する。(令和5年9月29日理事会議決)

この規則の改定は令和6年2月22日から施行する。(令和6年2月22日理事会議決)